

燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年燕市条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

9 燕市長	高齢者に対する生活支援ハウスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
-------	-------------------------------------

」

を

「

9 削除	
------	--

」

に、

「

26 燕市長	幼稚園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

」

を

「

26 削除	
-------	--

」

に、

「

30 燕市長	幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって
--------	--------------------------

」

	規則で定めるもの
--	----------

を

「

30 削除	
-------	--

に改める。

別表第2中

「

9 燕市長	高齢者に対する生活支援 ハウスの提供に関する事 務であって規則で定める もの	地方税関係情報
-------	---	---------

を

「

9 削除		
------	--	--

に、

「

26 燕市長	幼稚園における保育の実 施又は保育料の算定若し くは減免に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報
		生活保護関係情報
		障がい者関係情報
		特別児童扶養手当関係情報

を

「

26 削除		
-------	--	--

に、

30 燕市長	幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
		生活保護関係情報

を

30 削除		
-------	--	--

に改める。

第2条 燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特

定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の23の項の次に次のように加える。

23の2 燕市長	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
23の3 燕市長	妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中

個人番号利用機関	個人番号利用事務	特定個人情報
1 燕市長	母子家庭の母及び父子家庭の父に対する自立支援教育訓練給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報（番号法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）
2 燕市長	母子家庭の母及び父子家庭の父に対する高等職業訓練促進給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報（番号法別表第2の1の項に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）
		地方税関係情報
3 燕市長	心身障がい者に対する新潟県心身障害者扶養共済制度の保険掛金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		地方税関係情報
		障がい者関係情報（番号法別表第2の16の項に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）
		年金給付関係情報（番号法

		別表第 2 の 1 の項に規定する年金給付関係情報をいう。以下同じ。)
		特別児童扶養手当関係情報(番号法別表第 2 の 16 の項に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。)

を

個人番号利用機関	個人番号利用事務	特定個人情報
1 燕市長	母子家庭の母及び父子家庭の父に対する自立支援教育訓練給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)
2 燕市長	母子家庭の母及び父子家庭の父に対する高等職業訓練促進給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項に関する情報をいう。以下同じ。)
3 燕市長	心身障がい者に対する新潟県心身障害者扶養共済	住民票関係情報
		地方税関係情報

<p>制度の保険掛金の補助に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。)</p>
	<p>年金給付関係情報(国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。)</p>
	<p>特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による特別児</p>

	童扶養手当の支給に関する 情報をいう。以下同じ。)
--	------------------------------

に、

7 燕市長	生活に困窮する外国人に 対する生活保護の措置に 関する事務であって規則 で定めるもの	地方税関係情報
		児童手当関係情報(番号法 別表第2の26の項に規定す る児童手当関係情報をい う。以下同じ。)
		母子保健法(昭和40年法律 第141号)による養育医療の 給付又は養育医療に要する 費用の支給に関する情報 (番号法別表第2の26の項 に規定する母子保健法によ る養育医療の給付又は養育 医療に要する費用の支給に 関する情報をいう。)
		介護保険給付等関係情報 (番号法別表第2の1の項に 規定する介護保険給付等関 係情報をいう。以下同 じ。)
		障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律(平成17年法律第 123号)による自立支援給付

		の支給に関する情報(番号法別表第2の26の項に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報をいう。)
--	--	--

を

7 燕市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
		児童手当関係情報(児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
		介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。)
		障がい者自立支援給付関係情報(障害者の日常生活及

		び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
--	--	---

に、

20 燕市長	ひとり親家庭等の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		地方税関係情報
		生活保護関係情報(番号法別表第2の9の項に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。)
		児童扶養手当関係情報(番号法別表第2の13の項に規定する児童扶養手当関係情報をいう。)
21 燕市長	老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		地方税関係情報
		生活保護関係情報
22 燕市長	重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		地方税関係情報
		障がい者関係情報
23 燕市長	精神障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報
		障がい者関係情報

	の	
--	---	--

を

「

20 燕市長	ひとり親家庭等の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		地方税関係情報
		生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。)
		児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。)
		障がい者関係情報
		医療保険給付関係情報(医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和

		37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。)
21 燕市長	老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		地方税関係情報
		生活保護関係情報
		医療保険給付関係情報
22 燕市長	重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		地方税関係情報
		障がい者関係情報
		生活保護関係情報
		医療保険給付関係情報
23 燕市長	精神障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報
		障がい者関係情報
		障がい者自立支援給付関係情報
		医療保険給付関係情報
23の2 燕市長	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		生活保護関係情報
		医療保険給付関係情報
23の3 燕市長	妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
		生活保護関係情報
		医療保険給付関係情報

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。